

## 【厚生委員会】

### (1) 審議概観

第129回国会において厚生委員会に付託された法案は、内閣提出8件（うち本院先議2件、衆議院継続審査1件）、衆議院厚生委員会提出1件の計9件であり、本院厚生委員会に付託された法案についてはすべて成立した。しかし、内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案は衆議院で継続審査となり、衆議院議員提出の臓器の移植に関する法律案は衆議院で院議継続とされた。また、本委員会付託の請願54種類1,117件のうち、14種類581件が採択された。なお、今国会の委員会は、予算審議が遅れ、それと平行して行ったために、一部異例の深夜審議となった。

#### 〔法律案の審査〕

第128回国会に衆議院で継続審査となった水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案（閣法）は、水道原水の水質の保全に資する事業として、下水道の整備、し尿処理施設の整備、合併処理浄化槽の整備等の事業の実施を促進することにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保しようとするものである。

委員会においては、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案（環境特別委員会付託）との関係、水道原水水質保全事業によるトリハロメタン対策の効果、CNP等の水質汚濁性農薬の規制のあり方等についての質疑を行い、質疑終局後、全会一致をもって可決した。

薬事法の一部を改正する法律案（閣法）とともに本院先議の予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法）は、予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を充実しようとするものである。

委員会においては、薬事法の一部を改正する法律案と一括して審査され、予防接種の努力義務化の影響、安全な予防接種実施体制の整備等についての質疑を行った。質疑終局後、大島理事が、法施行後5年を目途に所要の措置を講ずる旨の各会派共同提案よりなる修正案を提出し、全会一致をもって可決するとともに、4項目の附帯決議を付した。また、薬事法の一部を改正する法律案は、

全会一致をもって可決された。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法）は、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）と一括して審査され、保健所の設置基準と市町村保健センターの整備、保健婦等人材の配置と確保策、歯科保健医療の推進、健康管理手当の更新手続の改善等についての質疑を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、3項目の附帯決議を付した。また、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法）は、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設（一般800円。ただし、市町村民税非課税世帯については軽減措置）、出産育児一時金の創設（30万円）、療養取扱機関等の廃止、拠出金による老人保健制度の目的の達成に資する事業の実施、老人介護支援センターの老人福祉施設としての位置づけ等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、入院時食事療養費の定額負担について経過措置等を講ずるとともに、法施行後3年を目途として入院時の食事等についての給付と費用負担のあり方に関して検討を加える旨の修正がなされた。この結果、入院時食事療養費は、1日800円が、平成8年9月30日までの2年間600円とされた。

本法律案は、まず本会議において趣旨説明が行われ、医療費改定の財源、付添看護解消のためのマンパワー確保策、付添看護解消と入院給食自己負担化の一体処理の根拠、国保改革のスケジュールなどの質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、今後の医療政策のあり方、付添婦の雇用の確保、基準看護制度の見直しと診療報酬上の配慮、一部負担のあり方と保険外負担の規制、

精神障害者の社会復帰対策等についての質疑を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、9項目の附帯決議を付した。

その他、衆議院厚生委員会提出の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案は、特段質疑もなく、全会一致をもって可決された。また、いわゆる日切れ法案扱いとされた児童手当法の一部を改正する法律案（閣法）、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法）の2法案は、質疑終局後、全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査・委嘱調査〕

6月2日、大内厚生大臣から所信を、佐々木政府委員から平成6年度厚生省関係予算について説明を聴取し、6月9日及び10日に、厚生行政の基本施策について質疑が行われた。この中で、障害者基本法に対する厚生省の受けとめ方、看護婦2年課程通信制の位置づけ、精神病院の人員配置基準、酒の自動販売機対策等の問題が取り上げられた。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度厚生省関係予算の審査を行い、21世紀福祉ビジョンの「適正給付・適正負担」の負担限度、新ゴールドプランに対する政府の基本的考え、エンゼルプランの策定期限、医療機関の赤字問題に対する認識と取り組み、理学療法士・作業療法士の実情と需給計画、「エイズストップ7年作戦」の取り組み、アトピー性皮膚炎に関する研究体制の強化等の質疑が行われた。

## （2）委員会経過

### ○平成6年2月17日（木）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

（第128回国会閣法第19号）（衆議院送付）

について大内厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成6年2月24日（木）（第2回）

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

(第128回国会閣法第19号) (衆議院送付)

について大内厚生大臣、政府委員、環境庁、農林水産省、林野庁及び建設省  
当局に対し質疑を行った後、可決した。

(第128回国会閣法第19号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年3月29日(火) (第3回)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する  
法律案(衆第6号) (衆議院提出) について提出者衆議院厚生委員長加藤万  
吉君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第6号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第10号) (衆議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(閣法第38号) (衆議院送付)

以上両案について大内厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員  
に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第10号・閣法第38号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月2日(木) (第4回)

厚生行政の基本施策に関する件について大内厚生大臣から所信を聴いた。

平成6年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月9日(木) (第5回)

薬事法の一部を改正する法律案(閣法第61号)

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第62号)

以上両案について大内厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員

に対し質疑を行った後、

薬事法の一部を改正する法律案（閣法第61号）を可決し、

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第62号）を修正議決した。

（閣法第61号・閣法第62号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について附帯決議を行った。

厚生行政の基本施策に関する件について大内厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成6年6月10日（金）（第6回）

厚生行政の基本施策に関する件について大内厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成6年6月21日（火）（第7回）

理事の補欠選任を行った。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

（閣法第36号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第37号）（衆議院送付）

以上両案について大内厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

（閣法第36号）（衆議院送付）

について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第36号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

（閣法第37号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成6年6月22日（水）（第8回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について大内厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について大内厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生委員長加藤万吉君から説明を聴き、同大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第35号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月29日（水）（第9回）

請願第57号外580件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外535件を審査した。

社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※10	児童手当法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 25 可決	6. 3. 25 可決	
※35	健康保険法等の一部を改正する法律案	〃	3. 22	6. 22	6. 22 可決	6. 23 可決	6. 1	6. 17 修正	6. 21 修正	6. 6. 22 参本会議趣旨説明
※36	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案	〃	3. 22	6. 21	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 26	6. 20 可決	6. 21 可決	
※37	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 22	6. 21	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 20 可決	6. 21 可決	
※38	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	〃	3. 22	3. 25	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	
61	薬事法の一部を改正する法律案	参	4. 15	5. 25	6. 9 可決	6. 10 可決	5. 20 (予)	6. 22 可決	6. 23 可決	
62	予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案	〃	4. 15	5. 25	6. 9 修正	6. 10 修正	5. 20 (予)	6. 22 可決	6. 23 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
128 -19	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案	衆	6. 1. 14	6. 2. 16	6. 2. 24 可決	6. 2. 25 可決	6. 1. 31	6. 2. 15 可決	6. 2. 16 可決	第128回国会 衆継続

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
6	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案	厚生委員長 (6. 3. 8)	6. 3. 8	6. 3. 8	6. 3. 8 (予)	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決			6. 3. 8 可決	



## (4) 成立議案の要旨・附帯決議

### 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

#### 【要旨】

本法律案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、児童手当制度が児童のいる家庭の生活の安定並びに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に一層資するよう、福祉施設を児童育成事業に改めてその充実を図るとともに、これに要する費用を一般事業主から徴収する拠出金の対象に加える等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 児童育成事業に関する事項

現行の福祉施設を児童育成事業に改め、政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、育児に関し必要な援助を行い、または児童の健康を増進し、もしくは情操を豊かにする事業を行う者に対する助成及び援助等児童手当制度の目的の達成に資する事業を行うことができることとする。

#### 2 拠出金の徴収及び拠出金率の設定に関する事項

(1) 政府が一般事業主から徴収する拠出金の対象に児童育成事業に要する費用を加える。

(2) 拠出金率の設定の基準に、児童育成事業に要する費用のうち拠出金をもって充てる額を当該年度における賦課標準の予想総額をもって除して得た率（事業費充当額相当率）を加え、拠出金率を政令で定めることとする。

(3) 事業費充当額相当率の設定について、一定の標準を設ける。

#### 3 児童の定義の改正

児童の定義を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改める。

#### 4 施行期日

この法律は、平成6年4月1日から施行する。ただし、3の事項については、平成7年4月1日から施行する。

## 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

### 【要旨】

人口の高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対する国民のニーズの多様化・高度化など、我が国の保健・医療・福祉を取り巻く状況が大きく変化している中、公的医療保険制度について、疾病、負傷に伴い発生する経済的な不安の解消という基本的な役割を維持しつつ、国民のニーズに対応した医療サービスの多様化や質の向上を図るとともに、老人保健福祉サービスについて、その充実に努めることが重要な課題となっている。

本法律案は、こうした課題に応え、医療保険制度を通じ、良質かつ適切な医療を、効率的かつ安定的に提供していくとともに、老人保健福祉施策の総合的推進を図るため、保険給付の範囲・内容等の見直しを行い、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

#### 第1 健康保険法等の改正

##### 1 付添看護に伴う患者負担の解消

入院時の看護サービスは、保険医療機関がみずから提供するものとして法文上明確に位置づけ、現行の付添看護の費用に対する給付は、原則として、平成7年度末までの間に限り行うことができるものとする。

##### 2 在宅医療の推進

居宅における療養上の管理及び看護を保険医療機関の行う療養の給付として法文上明確に位置づけるとともに、難病や末期のがん患者等が、居宅において訪問看護事業者による訪問看護サービスを受けられるよう新たな制度を導入すること。

##### 3 入院時の食事に関する給付の見直し

入院時の食事療養について、これまでの給付の方式を改め、入院時食事療養費支給制度を創設すること。これに伴い、入院患者には平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して命令で定める者に関しては別に定める額。以下「標準負担額」という。）を患者負担とする制度を導入すること。

##### 4 出産育児の支援

現行の分娩費と育児手当金を包括化し、出産育児一時金として政令で定

める額を支給するとともに、育児休業期間中の保険料について、被保険者負担分を免除すること。

## 5 その他

保健福祉事業の推進を図るための規定の整備等を図るほか、船員保険法についても所要の改正を行うこと。

## 第2 国民健康保険法の改正

健康保険法に準じた改正を行うほか、療養取扱機関等の仕組みを廃止するとともに、特別養護老人ホーム等への入所のため他の市町村に転入したもののについて、転入前の市町村の国民健康保険の被保険者とすること。

## 第3 老人保健法及び老人福祉法の改正

- 1 健康保険法に準じた改正を行うほか、平成11年度末までの間、保険者からの拠出金を財源として、政令で定める業務（老人保健施設に対する助成等の事業）を行うこととすること。
- 2 老人介護支援センターを老人福祉施設として法律上位置づけるとともに、老人保健福祉サービスについて、市町村による総合的な情報提供、サービスの質の評価等利用者本位のサービス提供体制の整備を図ること。
- 3 高齢者保健福祉のあり方を総合的に審議するため、政令で定める審議会（老人保健福祉審議会）を設置すること。

## 第4 施行期日

この法律の施行期日は、平成6年10月1日からとすること。ただし、育児休業期間中の保険料免除規定等一部の事項については、平成7年4月1日等とすること。

なお、本法律案は、衆議院において、入院時食事療養費に係る標準負担額を、平成8年9月30日までの間、600円（厚生省令で定める者については、厚生大臣が定める額）とするとともに、医療保険制度及び老人保健制度については、この法律の施行後3年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担のあり方を含め、給付及び費用負担のあり方等に関して検討が加えられるべきものとする修正が行われた。

## 〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

- 1 付添看護の解消に伴う基準看護制度の見直しに当たっては、看護・介護職員の配置について診療報酬上適切な評価を行うとともに、看護・介護の質の低下を招くことのないよう、事後の状況等の実態を調査し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。また、重篤な患者や術後の患者についての看護婦配置の評価を検討するなど、看護の質の向上を図るよう配慮すること。
- 2 付添看護の解消に伴い、付添看護婦・付添婦及びその紹介に携わる事業者が、付添看護の院内化や在宅医療の推進に適切に対応できるよう、弾力的な雇用形態、研修、診療報酬等の経済的評価など、適切な措置を講ずること。
- 3 入院時食事療養費の定額自己負担を定めるに当たっては、一般の食費負担が、平均的な家計における食費の状況を勘案した額から経過的に600円に軽減された趣旨を十分に踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者の負担についても、経過措置を講ずるとともに、その入院が長期にわたる場合に配慮しつつ、適切な措置を講ずること。
- 4 付添看護の解消により保険外自己負担が解消される一方、入院時食事療養費の定額自己負担が創設されるなど、自己負担のあり方についての見直しにかんがみ、患者の自己負担が必要な受診の阻害要因にならないよう、今後とも格段の配慮を払うとともに、引き続き不合理な保険外自己負担の解消に向けて所要の措置を講ずること。
- 5 入院医療における食事療法及び栄養指導の重要性にかんがみ、栄養士による栄養管理、ベッドサイドにおける栄養指導、在宅医療充実のための訪問栄養指導について、診療報酬上の評価など所要の措置を講ずること。あわせて、入院時の食事の内容や摂食環境の改善を図ること。
- 6 在宅医療の充実・推進を図るため、診療報酬上の格段の評価など、所要の措置を講ずること。
- 7 入院・在宅を通じて、精神障害者や難病患者など長期療養を要する患者に対しては、施策全般にわたる見直し拡充を図ること。とりわけ、精神障害者については、社会復帰のための各般の施策の拡充及び施設整備の計画的推進を図ること。その一環として診療報酬上の評価について検討を加え、また、

マンパワーの確保を進めるとともに、精神科ソーシャルワーカー等の資格制度について、早急に検討すること。

8 医薬品の適正な使用の推進を図るため、製薬企業における安全性に配慮した開発・製造、医薬品の評価・審査体制の充実、医療機関における医薬品情報の活用、医薬分業の推進と薬歴管理等関連施策全般にわたる一層の推進を図ること。

9 今後の高齢社会における介護等のニーズの増大・多様化に応じていくため、新たなゴールドプランを策定するとともに、それを国家的施策として展開するため、所要の措置を講ずること。

右決議する。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第36号）

### 【要旨】

本法律案は、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 第1 保健所法の一部改正

1 法律の題名を「地域保健法」に改める。

2 地域保健対策推進に当たっての基本理念を定めるとともに、地方公共団体及び国の責務を次のように規定する。

（1）市町村は、必要な施設の整備、人材の確保・資質の向上等に努めなければならない。

（2）都道府県は、必要な施設の整備、人材の確保・資質の向上、調査・研究等に努めるとともに、市町村の求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（3）国は、情報の収集・整理・活用、調査・研究、人材の養成・資質の

向上に努めるとともに、地方公共団体に対する必要な技術的・財政的援助を与えることに努めなければならない。

3 厚生大臣は、公衆衛生審議会の意見を聴いて、地域保健対策の推進に関し、基本的な方向並びに保健所及び市町村保健センターの整備・運営、人材の確保・資質の向上及び人材確保支援計画の策定、社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項等に関する基本指針を定める。

4 保健所に関し、次のように改正する。

(1) 都道府県の保健所の所管区域は、医療法の二次医療圏、老人保健福祉圏を参酌して、設定しなければならない。

(2) 保健所の事業として、医事及び薬事に関する事業、難病・エイズ対策などを加える。

(3) 都道府県の設置する保健所は、市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ、技術的助言、職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

(4) 保健所運営費交付金に係る規定を削除する。

5 市町村保健センターを法定化するとともに、市町村保健センターの設置に対する国庫補助規定を創設する。

6 人材確保支援計画について、次のように定める。

(1) 都道府県は、当分の間、基本指針に則して、地域保健対策の実施に当たり特にその人材確保を支援する必要がある町村について、当該町村の申し出に基づき、人材確保支援計画を策定することができる。

(2) 国は、人材確保支援計画を策定した都道府県が、当該計画に基づき実施する事業に対し、その費用の一部を補助することができる。

## 第2 権限移譲に関する関係法の改正

1 母子保健法を改正し、妊娠、出産または育児に関する保健指導、3歳児健診その他の健康診査について都道府県から市町村へ、新生児または妊産婦に対する訪問指導等の実施について、都道府県知事から市町村長へ移譲するとともに、1歳6カ月健診を市町村の事業として法定化する。

2 栄養改善法を改正し、栄養相談及び一般的な栄養指導の実施について、都道府県から市町村へ移譲する。

- 3 医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、柔道整復師法及び薬事法を改正し、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所、医薬品の一般販売業等に関する開設の許可、届出の受理等の監督権限について、都道府県知事から保健所を設置する市の市長及び特別区の区長へ移譲する。
- 4 伝染病予防法を改正し、伝染病に感染している疑いのある者を隔離する権限等について、都道府県から保健所を設置する市へ移譲する。
- 5 優生保護法を改正し、優生保護相談所の設置の許可の権限について、厚生大臣から都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長へ移譲する。

### 第3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第1の4（（4）を除く）及び第2に係る事項については、平成9年4月1日から施行する。

#### 〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 国及び都道府県は、市町村保健センターの整備、保健婦等人材の確保など、地域保健の基盤整備について、市町村が計画的に推進するよう適切に指導すること。
- 2 市町村の要請に応じて都道府県が対応する支援体制を確立すること。とりわけ保健・医療・福祉のシステムづくりに関する企画や関係機関との連絡調整を行い、各種の地域保健サービスを専門的立場から評価し、将来の施策に反映させていくことが必要であるので、これらの業務を円滑に推進するために、保健所の機能強化を積極的に推進するよう努めるとともに、保健所の管轄区域の設定に当たっては、地域の実情に十分留意すること。
- 3 市町村保健センター、在宅介護支援センター等保健福祉に関わる各種センターが、地域において有機的に連携しつつ、十分に機能を発揮できるよう指導、援助に努めること。

右決議する。

## 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第37号)

### 【要旨】

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当等の額を引き上げようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 医療特別手当の額を月額13万5,400円に引き上げる。
- 2 特別手当の額を月額5万円に引き上げる。
- 3 原子爆弾小頭症手当の額を月額4万6,600円に引き上げる。
- 4 健康管理手当の額を月額3万3,300円に引き上げる。
- 5 厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額3万3,300円に、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額1万6,700円に、それぞれ引き上げる。
- 6 手当額の自動改定の措置の基準となる年を昭和63年から平成5年に改める。
- 7 この法律は、平成6年10月1日から施行する。

## 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

### 【要旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 障害年金の額の引き上げ  
障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成6年4月分から545万4,000円（現行額535万6,000円）に増額する等とする。
- 2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ  
遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成6年4月分から185万1,900円（現行額181万8,900円）に、同年10月分から185万7,900円に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。
- 3 遺族年金等の子等に対する支給等の条件の緩和  
遺族年金等の子等に対する支給等を、当該子等が18歳に達する日の属する



年度の末まで行うこととする。

#### 4 施行期日

この法律は、平成6年4月1日から施行する。ただし、3については、平成7年4月1日から施行する。

### 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

#### 【要旨】

本法律案は、近年における医療用具の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医療用具の品質、有効性及び安全性を確保するため、医療用具の製造業の許可基準の改善、再審査及び再評価の制度の導入、賃貸形態による流通に関する規定の整備並びに特定医療用具に関する記録の作成及び保存の制度の新設を行うとともに、医療用具の修理を業とする者に対する規制を緩和するほか、医療用具の製造の承認審査の事務の一部を指定調査機関に行わせる等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 製造業の許可基準の改善

政令で定める医療用具の製造業者の許可の要件として、その製造管理及び品質管理の方法に関する基準に適合することを追加する。

#### 2 指定調査機関による調査の実施

厚生大臣は、医療用具についての承認審査に必要な調査の全部または一部を指定調査機関に行わせることができるものとする。

#### 3 修理等に係る医療用具の製造承認等の特例

医療用具の製造の工程が2以上の製造所にわたる場合及び医療用具の製造の内容が医療用具の修理である場合について、政令で承認等について特例を定めることができるものとする。

#### 4 医療用具に係る再審査及び再評価の制度の導入

(1) 既に製造または輸入の承認を与えられている医療用具と構造、使用方法、効能等が明らかに異なる医療用具として厚生大臣がその製造の承認の際指示したものについて、再審査の制度を導入する。

(2) 医療用具の製造または輸入の承認を受けている者は、厚生大臣が医療用具の範囲を指定して再評価を受けべき旨を公示したときは、その指

定に係る医療用具について、再評価を受けなければならないこととする。

#### 5 医療用具の賃貸形態による流通に関する規定の整備等

厚生大臣は、厚生省令で、医療用具の適正な品質の確保の方法その他医療用具の販売業者が遵守すべき事項を定めることができることとする。また、医療用具を賃貸しようとする者は、あらかじめ都道府県知事に厚生省令で定める事項を届け出なければならないことなど販売業者と同様の取扱いとする。

#### 6 医療用具の添付文書等

厚生大臣の指定する医療用具は、これに添付する文書等に、適切な保守点検に関する事項が記載されていなければならないこととする。

#### 7 適正な使用のための情報の提供等

(1) 医療用具の製造業者等は、医薬関係者に対し、医療用具の適正な保守点検のために必要な情報を提供するよう努めなければならないこととする。

(2) 医薬関係者は、医薬品または医療用具の適正な使用を確保するため、相互の密接な連携のもとに適正使用に関する情報の活用（医療用具の保守点検の適切な実施を含む。）、その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければならないこととする。

#### 8 特定医療用具の記録の作成及び保存の制度の新設

(1) 人の体内に植え込む方法で用いられる医療用具等であって保健衛生上の危害を防止するためその所在が把握されている必要があるものとして厚生大臣が指定する医療用具（以下「特定医療用具」という。）の製造承認取得者等は、特定医療用具利用者の氏名、住所その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成し、適切に保存しなければならないこととする。

(2) 特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者は、特定医療用具利用者に係る（1）の厚生省令で定める事項に関する情報を製造承認取得者等に提供するものとする。ただし、特定医療用具利用者が希望しないときは、この限りではない。

#### 9 手数料

医療用具の製造品目の変更等の許可を申請する者は、政令で定める手数料

を納めなければならないものとする。

## 10 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、指定調査機関の指定等の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。

### 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

#### 【要旨】

本法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善、予防接種に関する国民の意識の変化等にかんがみ、予防接種の対象疾病、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を充実しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的

法律の目的に予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを加える。

#### 2 予防接種の対象疾病

予防接種の対象疾病から、痘そう、コレラ、インフルエンザ及びウイルス病を削除するとともに、新たに破傷風を加える。

#### 3 予防接種の実施

(1) 市町村長が行う定期の予防接種の対象疾病及び対象者を政令で定める。

(2) 都道府県知事は、(1)に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

(3) 厚生大臣は、(1)及び(2)の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、公衆衛生審議会の意見を聴かななければならない。

(4) 市町村長等は、予防接種を受けようとする者について、厚生省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定める者に該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。

#### 4 被接種者の責務

予防接種の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならない。

#### 5 予防接種による健康被害の救済措置

国は、予防接種による健康被害を受けた者の医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図る。

#### 6 有効かつ安全な予防接種の実施のための措置

国は、予防接種に関する知識の普及、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究等の措置を講ずるものとする。

#### 7 結核予防法の一部改正

予防接種の実施、予防接種による健康被害の救済措置等について、予防接種法と同様の改正を行う。

#### 8 施行期日

この法律は、平成6年10月1日から施行する。

### 【修正要旨】

政府は、この法律の施行後5年を目途として、疾病の流行の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 予防接種の重要性につき、国民の理解を高め、引き続き接種率を引き上げるため努力すること。
- 2 個別接種の推進を図り、安全な予防接種の実施体制の整備に努めること。
- 3 予防接種による健康被害の発生を予防するため、予診の充実を図ること。
- 4 予防接種による健康被害者に対する保健福祉事業については、健康被害者の実態等を十分把握し、事業の推進に努めること。

右決議する。

# 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

(第128回国会閣法第19号)

## 【要旨】

本法律案は、近年、トリハロメタン等の有害物質や異臭味被害の問題などにより、国民の水道水に対する信頼が低下していること、昨年施行された新しい水道水質基準を水道事業者の対応のみでは満たさなくなる場合が生じるおそれがあること等の状況を踏まえ、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進することにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 1 目的

この法律は、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

### 2 水道原水水質保全事業

この法律において水道原水水質保全事業とは、下水道の整備、し尿及び雑排水を管渠によって収集するし尿処理施設の整備、し尿及び雑排水を集合して処理する合併処理浄化槽の整備、し尿及び雑排水を各戸ごとに処理する合併処理浄化槽の整備、家畜のふん尿を堆肥とするための施設等の整備、水道の用に供する土地に隣接する土地の取得、河川のしゅんせつ、導水その他の水道原水の水質の保全に資する事業等の事業をいう。

### 3 基本方針

主務大臣（厚生大臣、農林水産大臣及び建設大臣）は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針を定め、これを公表する。

基本方針には、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本的な事項、内容に関する事項、実施区域に関する事項、水道事業者の費用の負担に関する事項等を定める。

### 4 都道府県計画及び河川管理者事業計画

都道府県または河川管理者は、水道事業者からの要請等があった場合において、必要があると認められる区域における水道原水水質保全事業の実施を促進するため、基本方針に即し、都道府県計画または河川管理者事業計画を

定める。

都道府県計画及び河川管理者事業計画には、計画の対象とする取水地点の位置及び対象水道事業者、取水地点における水質汚濁の状況並びに水道事業者が水質汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容、必要と認められる水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算、水道事業者が負担する費用の額等を定める。

## 5 計画に定められた事業の促進措置

- (1) 水道事業者は、負担の衡平を図る観点から、水道原水水質保全事業の実施に要する費用のうち、都道府県計画または河川管理者事業計画において定められた額を負担する。
- (2) し尿及び雑排水を各戸ごとに処理する合併処理浄化槽の整備事業を実施する市町村は、実施区域内において雑排水を排出する者に対し、必要な助言または勧告をすることができるとともに、国は、当該事業に要する費用の一部を当該市町村に対し、補助することができる。
- (3) 国及び地方公共団体は、水道原水水質保全事業の実施に必要な資金の確保等の支援措置を講ずるよう努めなければならない。
- (4) 関係する地方公共団体の長、河川管理者、水道事業者及び水道原水水質保全事業の実施者は、都道府県計画または河川管理者事業計画に定められた水道原水水質保全事業を円滑に推進するための協議会を組織することができる。

## 6 施行期日

この法律は、公布の日から6月以内に施行する。

## 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案（衆第6号）

### 【要旨】

本法律案は、中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を図るため、帰国旅費、自立支度金等の支給、住宅の供給の促進その他の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

## 1 目的

この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。

## 2 定義

この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生省令で定める者。
- (2) 中国の地域以外の地域において前記(1)の者と同様の事情にあるものとして厚生省令で定める者。

## 3 国等の責務

- (1) 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施策を講ずる。
- (2) 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずる。

## 4 永住帰国旅費の支給等

国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用を支給する。

## 5 自立支度金の支給

国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。

## 6 生活相談等

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日

常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずる。

#### 7 住宅の供給の促進

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進のために必要な施策を講ずる。

#### 8 雇用の機会の確保

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずる。

#### 9 教育の機会の確保

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が必要な教育を受けられるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずる。

#### 10 一時帰国旅費の支給等

国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用を支給する。

#### 11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。